

## 一般社団法人日本看護学校協議会コンプライアンス基本方針

はじめに

今日、企業や団体に対して社会的責任や公共的使命を求める機運が高まっています。それに応えるためには、私たち一人一人が様々な活動の場面で、法令や社会的規範を遵守することが必要です。

私たちは、看護師等養成施設の発展向上に関する事業を行う機関として、社会的責任と公共的使命を常に意識し、社会の模範となるべく行動しなければなりません。

ここに掲げるコンプライアンス基本方針は、私たちが、誠心誠意、法令及び本会の規程その他の社会規範を遵守し、より一層倫理的な組織文化を構築していくために策定したものです。

この基本方針をもとに、本協議会が一丸となってコンプライアンスの推進と不正防止に取り組むことを宣言します。

令和5年3月1日

一般社団法人日本看護学校協議会

会長 水方 智子

## コンプライアンス推進の基本的な考え方

### 1 目的と基本姿勢

この基本方針は、本会の業務を遂行する上で、特に重要と思われる事項をまとめたものであり、あくまでも基本的な考え方を示したものです。

ここで触れられていない問題、または自分だけでは答えを見つけにくい複雑な問題等については、コンプライアンス相談窓口に直接相談してください。

### 2 行動指針

(1) 私たちは、看護師養成施設の発展向上を目指す機関として、保健・医療・福祉の発展に尽くします。

(2) 私たちは、協議会活動に関わるあらゆる場面で、法令及び本会の規定その他の社会規範を厳格に遵守します。これをコンプライアンスとして重要性を認識し、それに違反することのないように努めます。

(3) 特に公的研究費については、より具体的な基本方針を定め、これに基づいて不正防止に取り組みます。

(4) 私たちは、この行動指針をもとにコンプライアンスの推進に努めます。

### 3 行動規範

- (1) 私たちは、法令及び本会の規程その他の社会規範を正しく理解し、遵守するとともに、社会から不信を招く行為は行いません。
- (2) 私たちは、違法行為や反社会的行為を見逃すことなく、良識を持って行動します。  
反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切関係を持ちません。
- (3) 私たちは、関係法令や本会の規程等に従って、適正な会計・税務処理を行い、健全な財政運営に努めます。
- (4) 私たちは、他者が所有する知的財産権を尊重し、許可なく使用しません。
- (5) 私たちは、業務上知りえた個人情報については、対象となる業務目的のみに使用し、第三者に情報が漏洩しないよう厳重に管理します。

#### 4 公的研究費に係る不正防止対策の基本方針

公的研究費の原資の大部分は貴重な税金であり、その不正使用など不法行為は社会からの信頼等に反する行為です。

私たちは、公的研究費の執行に当たり、法令及び本会の規程その他の社会規範を遵守し、研究者として高い倫理観と清廉性に基づいて研究を進めなければなりません。

そこで私たちは、次のとおり公的研究費の不正防止に関する基本方針を定めます。

- (1) 不正防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。
- (2) 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画に沿って、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施します。
- (3) 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行います。
- (4) 公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備します。

## 5 組織体制

コンプライアンス及び公的研究費の不正防止に関する組織体制は次のとおりです。

### ① 会長

コンプライアンス推進と公的研究費の不正防止に関する最高管理責任者です。

### ② コンプライアンス委員長（副会長の中から会長が任命）

コンプライアンス責任者として役職員等に対する教育・研修活動を統括し、コンプライアンス違反事案が発生した場合の対応に当たります。公的研究費の管理においては実務上の統括権限と責任を有する統括管理者です。

### ③ コンプライアンス委員会（役員によって構成）

コンプライアンス教育などの推進活動とコンプライアンス違反事案が発生した場合の対応及び改善措置を協議し、方針を決定します。公的研究費については、不正防止計画の作成を行い、不正行為については不正行為調査委員会を設置して調査・審議を行います。

### ④ コンプライアンス推進責任者（事務局長）

コンプライアンス委員会と連携して教育・啓発活動の実施や公的研究費の管理を行い、不正防止計画の推進に当たります。

### ⑤ コンプライアンス相談窓口（事務局）

コンプライアンス及び公的研究費の相談に対応するとともに、コンプライアンス違反事案や不正行為に関する通報を受けて、調査に当たります。